

○総務省告示第四百六十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十四条第一項及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の二第一項の規定に基づき、平成十四年総務省告示第七十二号（他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改める。

平成二十四年十二月二十一日

総務大臣 樽床 伸二

別表中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 ソフトバンクモバイル株式会社